平成２１年（フ）第２０３号
広島県福山市加茂町字中野800番地１　フォルサ・エムＢ202、旧住所広島県福山市加茂町字中野700番地330
債務者　松原　典子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２１８号
広島県福山市水呑町655番地３、旧住所広島県福山市沖野上町２丁目６番６号
債務者　栗延　和彦
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３９７号
静岡県磐田市二之宮東７番地１ベフェルカンヴィラⅡ―302号、前住所静岡県浜松市中区海老塚２丁目21番17号シーガル海老塚201号
債務者　金　　仙姫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
広島県福山市沖野上町１丁目４番12号、旧住所広島県福山市沖野上町６丁目14番６号
債務者　高橋　克之
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２３５号
広島県三次市甲奴町本郷658番地２
債務者　平田　昌子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８９号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道39番地８、申立時の住所青森県上北郡東北町字外蛯沢前平61番地
債務者　武部奈都子（申立時の姓向井）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９６号
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢78番地20
債務者　青木　宏公
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
青森県つがる市木造浦船135番地18　浦船団地16―４号
債務者　長谷川善男
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
青森県つがる市木造浦船135番地18　浦船団地16―４号
債務者　長谷川秀子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
青森県五所川原市大字石岡字藤巻34番地７
債務者　佐々木晶子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第２４４６２号
埼玉県川越市大字砂838―１　ヴェルアージュ川越弐番館101号室
債務者　藤嶋　克也
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４４６３号
埼玉県川越市大字砂838―１　ヴェルアージュ川越弐番館101号室
債務者　藤嶋祐美子（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３４４号
東京都中野区大和町４―36―４―102、住民票上の住所静岡県御前崎市池新田5127―６フォーブル長野Ａ―202
債務者　澤入　光世
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５０２号
東京都多摩市連光寺６丁目11―15　サンハイツⅠ―101
債務者　濱田　太郎
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６３９号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉４丁目９―13―201
債務者　島崎小百合
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部